

議第28号

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例案

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年三島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

錦が丘地区計画区域	平成27年三島市告示第259号により地区整備計画が定められた区域
-----------	----------------------------------

」

を

「

錦が丘地区計画区域	平成27年三島市告示第259号により地区整備計画が定められた区域
北沢地区計画区域	平成28年三島市告示第443号により地区整備計画が定められた区域

」

に改める。

別表第2に次のように加える。

北沢地区計画区域	まちづくり協定地区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1戸建住宅 (2) 長屋（1棟当たりの戸数が2戸のものに限る。） (3) 防災施設 (4) 前各号の建築物に附属するもの 	最高限度10分の10	10分の5	180メートル	<p>道路境界線（歩行者専用道路の境界線を含まむ。）から1.5メートル（地区施設である道路以外の道路にあつては、1メートル）で、かつ、隣地境界線から1メートル。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物（附属する建築物は除く。）の部分であつて、その外壁等の中心線の長さ</p>	<p>最高限度10メートル（軒の高さにあつては7メートル）で、かつ、建築物の各部分の高さが次に定めるもの以下のもの</p> <p>(1) 当該部分から前面道路（地区施設である道路以外の道路を除く。）の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの</p> <p>(2) 当該部分から前面道路（地区施設</p>
----------	-----------	---	------------	-------	---------	---	--

住宅利便 地区		最高限度 10 分の 8	<p>が 3 メートル以下のも の (2) 軒の高さが 2.3 メートル以下で、床 かつ、床面積の合 計が 5 平方メートル 以下の別棟の物 置</p> <p>道路境界線 (歩行者専用 道路の境界線を含 む。) から 2 メートル (地区施設 である道路 以外の道路 にあつて は、1 メー トル) で、 かつ、隣地 境界線から 1 メートル。 ただ</p>	設である 道路以外 の道路を 除く。) の 反対側の 境界線又 は隣地境 界線まで の真北の 方向の水 平距離に 1.25 を乗 じて得た ものに 5 メートル を加えた もの
	<p>(1) 1 戸建住宅 (2) 長屋 (1 棟当たりの戸数が 2 戸のものに限る。) (3) 前 2 号の建築物で次に掲げる 用途を兼ねるもの (これらの用 途に供する部分の床面積の合計 が 50 平方メートル以下のもの で、かつ、建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供す るものに限る。) ア 日用品の販売を主たる目的 とする店舗 イ 理髪店及び美容院 ウ 診療所 (4) 防災施設 (5) 前各号の建築物に附属するも</p>			

の

し、次に掲げられるものについては、この限りでない。

(1) 建築物（附属する建築物は除く。）の部分であつて、その外壁等の中心線の長さが3メートル以下のも

(2) 軒の高さが2.3メートル以下で、床面積の合計が5平方メートル以下の別棟の物置

(3) 軒の高さが2.3

<p>メートル以下で、床面積の合計が35平方メートル以下の壁を有する別棟の車庫</p> <p>(4) 高さが3メートル以下で、かつ、階数が1の壁を有しない別棟の車庫</p>	<p>150平方メートル</p> <p>道路境界線から2メートルで、かつ、隣地境界線から1メートル。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p>
--	---

<p>公共公益施設地区</p>	<p>(1) 集会所 (2) 前号の建築物に附属するもの</p>
-----------------	--------------------------------------

(1) 建築物
(附属する建築物は除く。)の部分であつて、その外壁等の中心線の長さメートル以下のも
(2) 軒の高さが2.3メートル以下で、床面積の合計が5平方メートル以下の別棟の物置

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士